

公 告

令和8年7月17日

常陸大宮市上下水道事業管理者
常陸大宮市長 鈴木 定幸
(公 印 省 略)

一般競争入札（電子入札）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 第08-13-130-0-009号
八田地内国道293号配水管布設替工事
- (2) 工事場所 常陸大宮市八田地内
- (3) 工事概要 配水管布設替工事
- ・水道配水用ポリエチレン管 (PE) ϕ 200mm L = 382.7m
 - ・硬質塩化ビニル管 (VP) ϕ 75mm L = 4.7m
 - ・消火栓設置工事 N = 1基
 - ・既設管中詰工事 (セルクリート工) 一式
 - ・給水管取出 N = 3箇所
- (4) 工 期 契約日の翌日から180日間

2 入札参加形態

単体とする。

3 入札参加資格

本工事の入札に参加できる者は、公告日現在において常陸大宮市建設工事等入札参加者資格審査要項（平成20年常陸大宮市訓令第48号）第7条の規定により建設工事等入札参加資格者名簿（令和7・8年度分）に登載されている者のうち、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 水道施設工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可を有していること。
- (2) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく常陸大宮市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続開始後又は再生計画の認定決定が確定した後に常陸大宮市長が競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (4) 公告の日から入札の日までの間に、常陸大宮市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成2年大宮町訓令第13号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 対象工事に係る設計業務等の受託者（株式会社玄設計）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (6) 常陸大宮市に本店を有し、水道施設工事の格付等級が「A」であること。
- (7) 平成23年度以降に元請として、国又は地方公共団体における同種工事を施工した実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

- ※同種工事とは、原則として上水道又は簡易水道における配水管布設（替）工事とする。
- (8) 水道施設工事について、建設業法による主任（監理）技術者を対象工事に専任で配置できること。（入札の日以前に3月以上の雇用関係にある者に限る。）
- (9) 現場代理人を対象工事に常駐で配置できること。（入札の日以前に3月以上の雇用関係にある者に限る。）

4 入札参加資格申請書等

- (1) 申請方法は電子入札システム（以下「システム」という。）によるものとする。申請様式は指定のExcel形式を使用するものとし、画像ファイル（.tif）に変換後提出すること。ただし、押印は要しないものとする。
- (2) 対象工事の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）をシステムにより提出するものとする。なお、システムにより難しい場合には、紙入札方式参加承諾願を提出することにより、その承諾を得て、書面により申請書の提出及び入札を行うことができるものとする。
- ア 常陸大宮市一般競争入札実施要項（平成9年大宮町告示第50号。以下「要項」という。）に規定する一般競争入札参加資格申請書（様式第1号）
- イ 要項に規定する現場代理人及び主任（監理）技術者配置書（様式第2号）
- ウ 要項に規定する施工実績表（様式第3号）
- (3) システムによる申請書等の受付期間
- 令和8年7月17日（金）から令和8年7月31日（金）までの土曜日及び日曜日・祝祭日を除く午前9時から午後5時までとする。
- (4) 紙入札方式での申請書等の受付期間（紙入札方式の承諾を得た者に限る。）
- 紙入札方式の承諾を得た日の翌日から電子入札システムによる受付締切の同日午後4時までとし、その期限を過ぎて到着した申請書等は、受理しない。
- (5) システムにおける申請書等の受付票は、申請書等の受信を確認したものであり、申請内容を確認したものではない。
- (6) その他
- ア 申請書等は、令和8年7月17日（金）から入札情報サービスによりインターネット上に公開するものとし、次のアドレスからダウンロードできる。
- （入札情報サービス URL <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>）
- イ 申請書等の作成費用は、参加希望者の負担とする。
- ウ 提出された申請書等は、返却しないものとする。
- エ 申請書類の日付は、作成日で記載すること。

5 設計図書等の閲覧又は貸与

- (1) 設計図書は、入札情報サービスによりインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。
- （入札情報サービス URL <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>）
- (2) 閲覧又は貸与に供する期間、場所等
- ア 期 間 令和8年7月17日（金）から令和8年8月17日（月）までの土曜日及び日曜日・祝祭日を除く午前9時から午後5時までとする。（ただし、正午から午後1時までを除く。）
- イ 場 所 常陸大宮市役所 上下水道部 施設管理課 水道工務グループ

ウ 貸 与 原則として1業者1回とし、午前9時から午後5時までの範囲で貸与する。

なお、設計図書の数に限りがあるので、貸与を希望する者は、事前に電話等で予約すること。

(3) 設計図書に関する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き、令和8年7月31日(金)正午までにシステムの「説明要求」により行うこと。紙入札方式の承諾を受けている場合は、上下水道部 施設管理課 水道工務グループ宛にファックスにより行うこと。

(4) 前号の質問に対する回答は、随時システムにおいて回答する。なお、書面による質問については、書面等を作成のうえ次により閲覧に供する。

ア 期 間 令和8年8月3日(月)から令和8年8月17日(月)までの土曜日及び日曜日・祝祭日を除く午前9時から午後5時までとする。(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 場 所 常陸大宮市役所 上下水道部 施設管理課 水道工務グループ

6 入札執行の日時、場所等

(1) 日 時 令和8年8月19日(水) 午後1時10分から

(2) 場 所 常陸大宮市役所 3階 行政委員会室

(3) 電子入札のため、入札参加者の立会いは求めない。

(4) 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、システムの「くじ」により落札候補者及び次順位者を決定する。

(5) 入札の参加者が2者に満たないときは、入札を中止する。

7 予定価格 金48,540,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

8 入札方法

(1) 入札書及び積算内訳書は、システムにより提出することとし、持参、電報及びファクシミリ等による入札は認めない。ただし、紙入札方式の承諾を得た場合には、書類を郵送(簡易書留)により提出することができる。

ア 提出書類

・入札書(システムにより提出)

ただし、紙入札方式の承諾を得た場合には、常陸大宮市建設工事執行規則(平成3年大宮町規則第22号)様式第1号に規定する入札書

・積算内訳書(指定様式とし、記名、押印(紙入札方式の場合のみ)、宛名、日付、数量、単価、金額等の必要事項を明示すること。)

(注) 積算内訳書については、指定様式のExcel形式を使用するものとし、画像ファイル(.tif)に変換後提出すること。ただし、押印は要しないものとする。

イ くじ番号

入札書にくじ番号(3桁の任意の数字)を入力すること。

ウ 電子入札システムによる入札書の受付期間

令和8年8月14日(金)から令和8年8月18日(火)までの土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。

エ 郵送による受付締切期日及び提出先(紙入札方式の承諾を得た者に限る。)

入札公告に示された電子入札システムにおける入札の受付締切同日午後4時までとし、その期限を過ぎて到着した入札書は、受理しない。

提 出 先 茨城県常陸大宮市中富町3135番地の6

常陸大宮市役所 総務部 財政課

オ 郵送による提出方法（紙入札方式の承諾を得た者に限る。）

- ・封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。
- ・中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書きし、開札日、入札に係る工事名及び入札参加者の商号又は名称を表記するものとする。
- ・表封筒は、入札書を同封した中封筒、積算内訳書、連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に入札書送付先の郵便番号、住所、機関名、入札に係る工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きする。
- ・イのくじ番号については、入札書余白に「くじ番号〇〇〇（任意の3桁の数字）」を記載すること。なお、くじ番号の記載が無い場合は、「000」とみなす。

（注）入札書及び積算内訳書の日付は、入札執行日で記載すること。

- （2）入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、政令、常陸大宮市建設工事執行規則（平成3年大宮町規則第22号）及び常陸大宮市財務規則（平成3年大宮町規則第21号）の関係条項を遵守すること。
- （3）入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- （4）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- （5）提出した入札書の引換え、変更又は取消しは認めない。
- （6）入札の執行回数は1回とし、落札者がいない場合は不調とする。
- （7）調査基準価格は、設定しない。
- （8）この入札は、常陸大宮市建設工事最低制限価格制度実施要綱（令和2年3月25日訓令第7号）に基づき最低制限価格を設定する。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

徴収する。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

11 支払条件

- （1）前払金 請求できる。

なお、前払金の金額は、請負代金額の10分の4以内としなければならない。

- （2）中間前払金

常陸大宮市公共工事中間前払金取扱要領に基づく認定を受けた場合について、請負代金のうち、10分の2以内での中間前払金を請求できる。

- （3）部分払 契約約款による。

1 2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札について、不正の行為があった場合
- (2) 指定の日時までに到達しない場合
- (3) 入札保証金を納入することとなっている入札について、指定の日時までに所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納めない場合
- (4) 入札書に記載されている金額その他必要事項を確認し難い場合又は紙入札の場合で、記名押印のない場合
- (5) 入札書を2通以上提出した場合
- (6) 他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合
- (7) 紙入札の場合で、代理人が委任状を持参しない場合
- (8) 予定価格が事前に公表されている入札において、積算内訳書を提出しないで入札をした場合
- (9) 予定価格が事前に公表されている入札において、当該予定価格を超える金額で入札した場合
- (10) 上下水道事業管理者の承諾を得ず、又は指示によらずに紙入札をした場合
- (11) 同一の入札案件において、システムによる入札及び紙入札をした場合
- (12) その他入札に関する条件に違反した場合

1 3 その他

- (1) 入札その他の取扱い、この公告に記載するほか、常陸大宮市入札心得（以下「入札心得」という。）によるものとする。なお、入札心得は常陸大宮市のホームページに掲載する。
(ホームページ>くらし・行政>ビジネス・産業振興>入札・契約>入札心得（電子入札）)
- (2) 電子入札の詳細については、この公告に記載するほか、「常陸大宮市電子入札の試行に関する要領」及び「常陸大宮市電子入札運用基準」に明示する。なお、「常陸大宮市電子入札の試行に関する要領」及び「常陸大宮市電子入札運用基準」は常陸大宮市のホームページに掲載する。
(ホームページ>くらし・行政>ビジネス・産業振興>入札・契約>電子入札について)
- (3) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処理場所等を参考に積算したうえで入札すること。また、落札者は契約に当たり、分別解体の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用等について発注者と協議すること。
- (4) その他不明の点等については、次により照会すること。

ア 公告の内容について

常陸大宮市役所 総務部 財政課 契約・検査グループ 岡山

電話 0295-52-1111（代表） 内線373

FAX 0295-53-6010

イ 工事の内容について

常陸大宮市役所 上下水道部 施設管理課 水道工務グループ 鴨志田

電話 0295-52-0427（代表） 内線24

FAX 0295-52-0331